（日本工業規格Ａ４）

別紙様式（第二十一条関係）

業務及び財産に関する報告書

第　期　（平成　年　月　日から　平成　年　月　日まで）

金融庁長官　殿

提出者　住　所
商号又は名称
代表者の氏名　　印

（記載上の注意）

法第156条の68第１項の指定申請書又は法第156条の77第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

１　取引情報蓄積業務の概要

（記載上の注意）

取引情報蓄積業務の営業又は事業状況の当該事業年度中の推移について簡潔に記載する。

２　役職員数、営業所・事務所

（１）役職員数

区　分		人　数　等		
			うち個人	うち法人
役　員				
	うち常勤役員			
従業員	職　員			
	その他			
	計			

（２）営業所・事務所

営業所・事務所名	住　所

（記載上の注意）

１　記載基準日は事業年度の末日とする。

２　「役員」とは、法第156条の67第１項第４号に規定する役員をいう（以下この様式において同じ。）。

３　「職員」は、取引情報蓄積業務及び取引情報蓄積業務に付随する業務並びにそれらの業務以外の業務に従事する職員をいう。

4　「従業員」の「その他」欄には、一時的又は臨時に雇用している従業員について記載すること。

3　主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

氏名又は商号若しくは名称	住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地	事業の内容	主要議決権所有者又は親法人若しくは子法人の別	議決権の所有又は被所有の割合及び数			
				所有		被所有	
				割合（%）	数	割合（%）	数

（記載上の注意）

1　「主要議決権所有者」とは、取引情報蓄積機関の総株主等の議決権（法第 29 条の 4 第 2 項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の 100 分の 10 以上の議決権を保有している者をいい、「親法人」とは取引情報蓄積機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいい、「子法人」とは取引情報蓄積機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。

2　「議決権の所有又は被所有の割合」については、小数点以下２位未満の端数があるときは、これを切り捨てて表示する。

4　取引情報収集契約を締結している者に関する事項

（1）金融商品取引業者等

番号	氏名又は商号若しくは名称	住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地	登録番号	締結年月日	対象取引

（2）その他の者

番号	氏名又は商号若しくは名称	住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	締結年月日	対象取引

（記載上の注意）

1　記載基準日は事業年度の末日とする。

2　法第 156 条の 68 第 1 項の指定申請書又は法第 156 条の 77 第 1 項の規定による届出書に婚姻前の氏名

を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

3　「対象取引」には、取引情報収集契約による取引情報の提供の対象とする取引の種類を記載する。

5　役員の兼職状況

役員の氏名又は商号若しくは名称	役員が代表者となり、又は常務に従事する他の法人の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地（役員が他の事業を営んでいるときはその旨）	他の事業又は他の法人の業務の種類及び概要

（記載上の注意）

1　取引情報蓄積機関の代表者及び常務に従事する役員の兼職状況について記載する。

2　法第156条の68第1項の指定申請書又は法第156条の77第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

3　「他の法人」とは、第14条第1項に規定する他の法人をいう。

4　「他の事業」とは、第13条第2項に規定する事業をいう。

5　「他の事業又は他の法人の業務の種類及び概要」欄の「他の事業又は他の法人の業務の種類」は、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成14年総務省告示第139号）に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる細分類により記載すること。

6　「他の事業又は他の法人の業務の種類及び概要」欄の「他の事業又は他の法人の業務の…概要」は、当該事業年度中の他の事業又は他の法人の業務の営業又は事業の状況の推移及び特記事項について簡潔に記載する。

6　他の業務の種類及び概要

（記載上の注意）

1　「他の業務」とは、取引情報蓄積機関が行う業務のうち、取引情報蓄積業務及び取引情報蓄積業務に付随する業務以外の業務をいう。

2　「業務の種類」は、日本標準産業分類に掲げる細分類により記載すること。

3　「業務の…概要」は、当該事業年度中の営業又は事業の状況の推移及び特記事項について簡潔に記載する。

7　取引情報蓄積業務の委託先

商号若しくは名称	住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地	資本金又は出資金の額（百万円）	主要な事業の内容	委託形態	同意年月日	委託業務の概要	関係内容

（記載上の注意）

1　「委託形態」欄には、取引情報蓄積機関から受託している者（以下「受託者」という。）は「委託」と、受託者から委託を受けている者（以下「再受託者」という。）は受託者名及び「再委託」と、再受託者から委託を受けている者は再受託者名及び「再々委託」と、それぞれ記載すること。

2　「同意年月日」欄には、取引情報蓄積機関が再委託又は再々委託に係る同意を与えた年月日を記載すること。

3　「委託業務の概要」欄には、委託業務の内容及び範囲、当該事業年度中の委託業務の遂行の状況の推移及び特記事項について簡潔に記載する。

4　「関係内容」欄には、役員の兼任や資金援助、営業・事業上の取引状況等について記載する。

8　手数料等の内訳

	当該事業年度中の手数料等（円）
取引情報収集契約を締結している者	
うち金融商品取引業者等	
うち上記以外	
その他	
合　計	

（記載上の注意）

「その他」欄には、取引情報蓄積機関が取引情報蓄積業務又は取引情報蓄積業務に付随する業務以外の業務から手数料等を得ている場合等に、その業務及び金額を記載すること。

9　その他特記事項

（記載上の注意）

取引情報蓄積機関の役員が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、取引情報蓄積機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。